

横福指第 220号
令和 4 年（2022年）3 月31日

指定介護保険サービス事業者 様
指定第 1 号事業者 様

横須賀市民生局福祉部指導監査課長

横須賀市組織改正に伴う所要の手続について（依頼）

日頃より本市福祉行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和 4 年 3 月17日付事務連絡等において、順次、各課から通知されているところですが、令和 4 年 4 月 1 日付横須賀市組織改正に伴う業務体制の変更及び重要事項説明書等の取扱いについて、お知らせします。

記

1 指導監査課の体制について

令和 4 年 4 月 1 日から、次表のとおり、係の名称等を変更します。

担当係		主な所管業務 （サービス等）	問合せ先 （直通）
令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から		
総務係	総務係	新型コロナウイルス 感染症関係補助金	046-822-8443
指導監査第 1 係	介護第 1 係	地域密着型サービス・ 介護保険施設・ 有料老人ホーム	046-822-8162
指導監査第 2 係	介護第 2 係	居宅サービス （一部を除く）	046-822-8393
指導監査第 3 係	法人・障害係	社会福祉法人・ 障害福祉サービス	046-822-8411

※上記のほか、児童福祉施設等の指導監査を担当する児童第 1 係・児童第 2 係が加わります。

2 業務の移管について

令和 4 年 4 月 1 日から、次の業務が指導監査課に移管されます。

- （1）児童福祉施設等の指導監査に関する事務
- （2）老人福祉法に基づく申請・届出、指導監査事務

3 重要事項説明書の取扱いについて

この度の組織改正に伴い、重要事項説明書等に記載している苦情・相談窓口の修正をお願いします。

利用者等の改めての同意は不要としますが、適宜、所要の説明等を行ってください。

(苦情・相談窓口) ※介護保険サービス、第1号事業いずれも同様

民生局福祉こども部介護保険課給付係

電話：046-822-8253 FAX：046-827-8845

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

8時30分から17時15分まで

4 その他

この度の組織改正等に伴う指定介護保険サービス事業者及び指定第1号事業者に係る指定申請等の指導監査課への申請・届出書式の変更等については、今後、順次対応していきます。

なお、当面の間、従来の書式を使用していただくことは差支えありません。

事務担当：民生局福祉部指導監査課

指導監査第1係 電話：046-822-8162

指導監査第2係 電話：046-822-8393